佐倉市障害者計画の基本目標・施策(新旧)等

資料5: R5.10.11

第6次(R3~5)

障害に対する理解を促進し、一人 ひとりが自分らしく暮らせる地域 づくり

障害理解の促進

権利擁護の推進

福祉教育の充実

障害福祉サービスを充実し、 一人ひとりが安心できる仕組みづ くり

支援体制の充実

災害時対応等における安全確保 に向けた取組

障害のある児童への支援の充実

社会参加を促進し、一人ひとりがいきいきと輝ける基盤づくり

雇用・就労支援の拡大

障害のある人の活動支援の促進

第7次素案(R6~11)

障害理解の促進

心のバリアフリー

権利擁護の推進



日々の暮らしの支援・充実

相談支援の充実

希望する暮らしの実現

障害福祉サービスの充実

安心・安全な環境整備

適切な行政情報の発信

社会参加の促進と自立支援

雇用・就労の促進

インクルーシブ教育の推進

生活を豊かにする活動の推進

第7次計画素案(R6~11)

3分野と10の施策

障害理解の促進

心のバリアフリーの推進

権利擁護の推進

日々の暮らしの支援・充実

相談支援の充実

希望する暮らしの実現

障害福祉サービスの充実

安心・安全な環境整備

アクセシブルな行政情報の発信

社会参加の促進と自立支援

雇用・就労の促進

インクルーシブな教育・保育の推進

生活を豊かにする活動の推進

第5次障害者基本計画(国)

11の施策

- 1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
- 2. 安全・安心な生活環境の整備
- /3.情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
- 4. 防災、防犯等の推進
- 5. 行政等における配慮の充実
- 6. 保健・医療の推進
- 7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
- 8. 教育の振興
- 9. 雇用·就業、経済的自立の支援
- 10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興
- 11. 国際社会での協力・連携の推進

- (1) 意思決定支援の推進
- (2)相談支援体制の構築
- (3)地域移行支援、在宅サービス等の充実
- (4) 障害のあるこどもに対する支援の充実
- (5) 障害福祉サービスの質の向上等
- (6)福祉用具その他アクセシビリティの向上に資する機器の普及促進·研究開発及び身体障害者補助犬 の育成等
- (7) 障害福祉を支える人材の育成・確保